

株式会社アクティ	株式会社塚腰サービス
株式会社アバンセコーポレーション	株式会社テクノクリエイティブ
株式会社イカイインダストリィ	株式会社テクノスマイル
株式会社イカイコントラクト	テクノセンター株式会社
株式会社イカイプロダクト	東洋ワーク株式会社
株式会社ウィルオブ・ワーク	株式会社トーコー
株式会社ウィルテック	株式会社トータルマネジメントビジネス
株式会社エイジエック	日総工産株式会社
株式会社イー・オー・シー	株式会社日本ケイテム
株式会社カインズサービス	株式会社早川工業
川相商事株式会社	株式会社ヒューマンアイ
株式会社クリエイト	株式会社平山
株式会社グロップジョイ	フジアルテ株式会社
サンヴァーテックス株式会社	株式会社フジワーク
株式会社サンキョウテクノスタッフ	株式会社プロテクス
株式会社三幸コーポレーション	マルアイユニティー株式会社
ジェイティプラントサービス株式会社	ミライク株式会社
株式会社シグマテック	UTパートナーズ株式会社
株式会社ジャパンクリエイト	株式会社ワイズ
株式会社セントラルサービス	株式会社ワークスタッフ
株式会社総合プラント	株式会社ワールドインテック

※認定の有効期間は3年間。更新審査あり。

ホームページにGJ認定制度の詳細を掲載しています。




▶
[掲載情報の一例](#)
▶
[GJ認定制度の詳細](#)
▶
[認定回数、有効期限等、認定事業者の詳細](#)


[GJ認定制度](#)

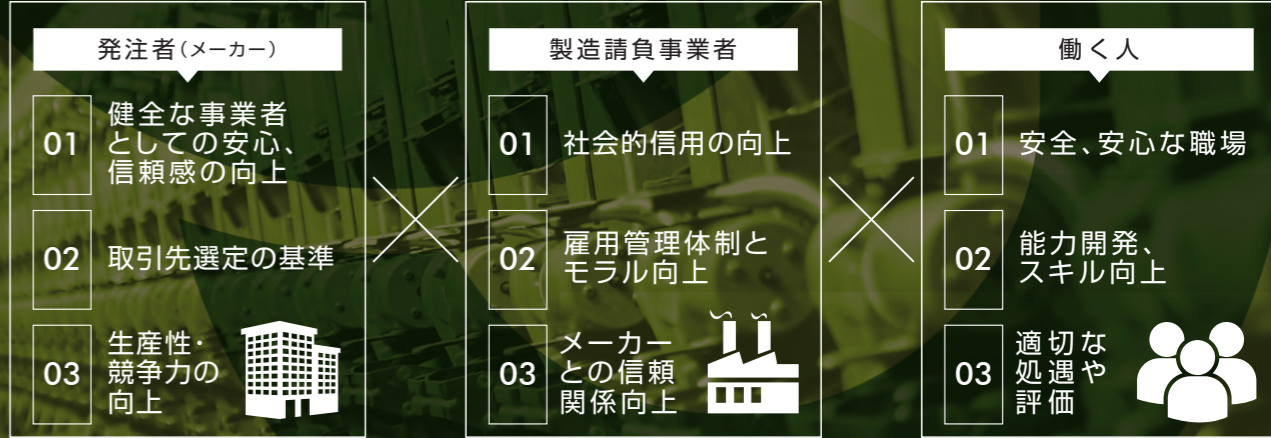
▶
[認定事業者一覧](#)

▶
[好事例集](#)


# 製造請負 優良適正事業者 認定制度 (GJ認定制度)



認定取得  
による  
メリット・  
効果  
とは？



**請負 なんでも相談室 オープン!!**

請負・派遣事業者、メーカー、スタッフの方、どなたでもお気軽にご相談ください。

直通電話 **03-6809-1054**

受付時間 9:00~17:45  
※土・日・国民の祝日を除く

kyogikai@yuryoukeoi.info

製造請負事業改善推進協議会 (受託者事務局:一般社団法人日本BPO協会)

所在地 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目5番1号 アーバン新橋ビル9階  
 電話 03-6721-5361  
 FAX 03-6721-5362  
 公式サイト https://yuryoukeoi.info/

**NEWS** 2024年度より審査基準が新しくなりました

**審査が受け易くなりました**

発注者の安心と安全、品質に応える製造請負の優良適正事業者認定制度

## 製造請負優良適正事業者認定制度 (GJ認定制度) 概要

GJ認定制度は、厚生労働省が設けた制度で、適正な請負体制の推進、雇用管理の改善を実現するための管理体制・実施能力が認められた請負事業者を「優良適正事業者」として認定するものです。

### 制度の目的

認定制度の目的は「製造請負事業の適正化と雇用管理改善の推進」と「製造請負業界の市場競争の健全化」の2つを実現し、労働者の福祉の向上と発注者の製造業務の長期的な質的改善につなげることにあります。

- 厚生労働省の請負ガイドライン\*に則した適正な製造請負事業を運営していくうえで、発注者の事業所または工場、あるいは、製造請負事業者の自社工場内における業務遂行にあたって必要とされる事業体制やルール等を定め、所定の審査項目・審査基準によって、その要件を満たしている事業者かどうかを判断し、適正かつ優良と判断された請負事業者は「優良適正事業者」として認定され、適正な請負事業運営ができる体制を持つことを表します。  
※「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が講ずべき措置に関するガイドライン」2007年(平成19年)厚生労働省
- GJ認定制度は、2010年度から厚生労働省の委託事業(請負事業適正化・雇用管理改善推進事業)として運営されています。

### 審査方法

審査は、書類審査(1次審査)と現地審査(2次審査)、最終審査で構成されており、まず法令を遵守していることを前提として、厳密に実施されます。



### 審査項目

GJ認定制度の審査基準は、「経営方針」「ものづくり力」「ひとづくり力」「労働者保護」の4分野で構成され、81項目を審査します。従来の審査レベルは維持しつつ、2024年度から審査基準を整理・統合することにより、審査基準項目を1/4削減しました。これにより、受審準備にかかる手間が軽減されました。



優良認定  
事業者への  
優遇措置等の  
メリット

行政による  
優遇措置

01 ハローワーク求人票への  
GJ認定マーク表示

求職者に  
アピール

02 外国人の在留資格  
認定証申請時の  
手続き簡素化

対象業務  
| 特定技能(特定技能1号・2号)  
| 技術・人文知識・国際業務  
| 経営・管理  
| 研究  
| 企業内転勤

労働者を引きつけ、  
競争力を高める  
ツールとしての  
「GJ認定」

鎌田 耕一  
〔東洋大学 名誉教授〕

わが国は、2040年には、働き手の中心となる現役世代が今の2割近くの1200万人減ると予想され、深刻な人手不足社会に移行しつつあります。こうしたなかで、企業は、人材確保に向けて、「信頼できる良質の事業者」であることをいかにアピールするかが問われています。

GJ認定制度は、2010年の発足以来、厚生労働省の製造請負ガイドラインに準拠して、安全な職場、雇用・社会保険の適用、能力開発・キャリア形成、適正な請負・委託条件など一定の基準を設け、これを満たす企業を優良事業者として認定してきました。これにより、GJ認定を受けた事業者は、労働者にとっては「魅力ある職場」として、発注事業者にとっては安心して発注できる事業者として評価されてきました。

このことは、各労働局が主催する「請負適正化セミナー」などいろいろな機会をとらえて、周知が図られていますが、さらに多くの請負事業者の方が、労働者を引きつけ、競争力を高めるツールとして、GJ認定を積極的に活用していただくことを願っています。

